

「KUIS ONE」会則

第1章 総則

第1条（名称・定義）

本組織は、神田外語大学同窓会（以下「本会」という）の傘下組織の総称として「KUIS ONE（クイス・ワン）」と称する。

第2条（目的）

KUIS ONE の目的は、本会会則第2条に準じる。

第3条（位置づけ）

KUIS ONE の地位および運営等に関する事項は、別に定める。

第2章 組織の設立と構成

第4条（設立要件）

各 KUIS ONE を設立しようとする代表者は、以下の要件を満たした上で本会に申請しなければならない。

1. 代表者は、本会の正会員であること
2. 会員は、本学の卒業生または教職員であること
2. 設立後1年以内に10名以上の会員を擁することを旨とする。
3. 各 KUIS ONE 内で活動目的（職域、専門性、地域、学生支援、母校への貢献等）を共有すること。

第5条（登録申請）

代表者は、所定の「登録申請書」に「会員名簿」を添えて本会事務局へ提出し、理事会の承認を得るものとする。

第3章 活動支援

第6条（本会の支援）

本会は、公認された各 KUIS ONE に対し、以下の支援を行うことができる。

1. 各 KUIS ONE が母校の名を冠して公式に活動できるよう公認組織の証としての「KUIS ONE 認定証」の交付。
2. 同窓会公式サイトやメルマガ等のプラットフォームを利用した情報発信。
3. 組織運営に関するアドバイスおよびオンラインツール（Zoom 等）の貸与。
4. 予算の範囲内における「活動支援金」の支給（本会会則第28条に準じる）。

第4章 管理および報告

第7条（会員情報の管理）

1. 各 KUIS ONE の会員情報は、大学が保有する卒業生データベース（以下「大学 DB」という）において一元的に管理・運用するものとする。
2. 各 KUIS ONE は、会員の住所や勤務先等に変更があった場合、速やかに本会事務局へ届け出るよう会員に促し、大学 DB の正確性維持に協力する。

第5章 雑則

第8条

各 KUIS ONE が行う具体的な活動については、別に定める資料等を参照する。

第9条（事務局）

KUIS ONE に関する事務は、本会事務局が担当する。

第10条（施行）

本規約は、2026年9月1日より施行する。

以上